

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課(とりまとめ課)
		直近改正日		有効性	効率性	適法性			
1	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例	H10.12.15 ----- H17.7.14	・当該条例を根拠に「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の策定や「宮城県民間非営利活動促進委員会(拠点部会)」を設置し、本県における民間非営利活動の促進を図っている。	・条例制定時(H10年度)、県内のNPO数は「6」、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」策定時(H12年度)の県内のNPO数は「77」であったが、H24年度末においては「709」団体となっており、条例制定による、その後の施策展開による効果が非常に大きい。	・条例により基本計画を定めることと規定されており、基本計画における施策と事業の基本方針に基づき事業を展開しており、効率的に運用している。	・特定非営利活動促進法は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月15日成立)により改正が行われたものの、本条例への影響はなく、見直しの必要はない。	改廃の必要なし。	・施策の方向性等については、基本計画で定めることとしており、条例そのものの改廃等は必要ない。	環境生活部 共同参画社会推進課
2	宮城県暴走族根絶の促進に関する条例	H10.12.22 ----- H15.5.1	・当該条例を根拠に暴走族取締りを実施し、暴走族の根絶を図っている。	・当該条例を根拠に暴走族取締りを実施し、暴走族の構成員及び走行回数は減少している。 H11: 暴走族構成員341人、走行回数200回 H24: 暴走族構成員 83人、走行回数 4回	・正月、ゴールデンウィーク、仙台七夕等暴走族の大規模走行が予想される場合、取締り計画を策定し効率的に運用している。	・道路交通法等の改正があるものの、本条例は改正点に抵触していない。	改廃の必要なし。	・本条例は実効が上がっており、現在改正・廃止の必要はない。	警察本部 交通部 交通指導課
3	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例	H11.12.21 ----- H19.3.20	・議員は、条例に定められた宮城県議会議員としての責務及び行動規範の遵守に努めているほか、議員が条例の定めにより自ら資産を公開し、政治倫理の確立を図っている。	・議員の責務及び行動規範並びに議員が自らの資産を公開すること等について定め、実行することにより政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主政治の健全な発展に寄与している。	特になし。	・証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)の規定に合わせ、平成19年3月20日に改正を行っている。	改廃の必要なし。	・この条例は、議員の政治倫理の確立等の理念について定めたものであり、社会情勢の変化等に左右される性格のものではないため。	議会事務局 総務課
4	附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例	H12.7.10 ----- -	・当該条例に基づき、行政運営上特に必要と認める場合には附属機関を設置し、構成員の男女均等な登用を推進するとともに、必要に応じて公募を行い、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図っている。 ・毎年度、各執行機関における当該条例の施行の状況を取りまとめ、議会に報告している。 ・当該条例の趣旨を踏まえ、「附属機関等の設置・運営に関する基本方針」とあわせて、附属機関等の設置及び運営等に関し、指導・助言を行っている。	・当該条例の趣旨を踏まえ、各執行機関は適正な行政運営の確保等に努めており、毎年度、同条例の施行状況を議会に報告している。 ・当該条例第3条に基づき、構成員の男女均等な登用推進に努め、女性構成員が増加している。 【女性構成員比率】 H13年度20.1%→H25年度29.4% ・当該条例第4条に基づき、構成員の公募による選任に努め、公募の構成員が増加している。 【公募人員数】 H13年度 6人 → H25年度18人	・当該条例の趣旨を踏まえ、「附属機関等の設置・運営」等とあわせて、附属機関等の設置及び運営等に関し、各執行機関へ適切な助言・指導を行っている。	なし。	改廃の必要なし。	・当該条例により、附属機関の適正な行政運営の確保、女性委員の登用推進及び公募委員の選任など、公正で開かれた県政運営に寄与しているため。	総務部 行政経営推進課
5	みやぎ食と農の県民条例	H12.7.10 ----- H15.2.21	・当該条例の基本理念を実現するため、平成13年10月に「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を策定し、「消費者が求める安全・安心な食料の安定供給」「マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展」「農業・農村の多面的な機能の発揮」「農村の経済的な発展と生活環境の整備」という4つの基本方針に基づき、積極的に各種施策を展開している。	・「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づく各種施策を展開しており、以下のような効果があげられている。 (例) ○環境保全型農業取組面積 927ha(H11) → 27,794ha(H23) ○農業法人数 226(H11) → 372(H24) ○アグリビジネス経営体数 40(H17) → 80(H24) ○農業集落排水整備人口 58,786(H11) → 79,146(H24)	・「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は、概ね10年を計画期間としており、農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応し、10年ごとに見直し(5年で中間見直し)を行ってきた。現在は平成23年3月に策定した第2期計画に基づき各種施策に取り組んでおり、当該条例の実効性は保たれている。	・当該条例に直接的に関連する法令等はない。	改廃の必要なし。	・前述のとおり、当該条例は効率的に運用しており、また、当該条例に掲げる基本理念は、現在の農業・農村を取り巻く情勢にも合致していることから、改正・廃止の必要はないと考える。	農林水産部 農業振興課
6	宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例	H13.7.5 ----- H16.3.23	・本件条例第13条の定めにより、県は「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する基本方針」を策定するとともに、第14条第1項の定めにより、「ピンクちらし根絶重点推進地区」を定め、ピンクちらしの根絶に向けた活動の水推進を図るとともに、根絶のための効果的な活動を展開してきたところである。	・本件条例が規制の対象としている「ピンクちらし」については、現在、まきちらし行為自体が激減している状況にある。 ・これは、本件条例の平成16年改正におけるまき散らし行為者やまきちらし目的でのピンクちらし所持者等への罰則規定の導入や、他法令の改正(風営法での性風俗関連特殊営業の広告宣伝方法の規制強化、直罰化)などによる抑止効果が挙げられているものと考えられる。	・県は「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する基本方針」を策定するとともに、第14条第1項の定めにより、「ピンクちらし根絶重点推進地区」を定め、ピンクちらしの根絶に向けた活動の推進を図ってきた。	・先述のとおり、風営法の規制強化が図られるなど、他法令の改正は行われているものの、これに伴う条ずれ、法律の規定への抵触のおそれ等、本件条例の規定見直しが必要な状況にはないものと考えられる。	改廃の必要なし。	・本条例が規制の対象としている「ピンクちらし」については、現在、まきちらし行為自体が激減している状況にあり、これは条例制定及び改正が一定の効果を挙げているものと考えられ、抑止効果として重要な役割を果たしており、廃止あるいは改正が必要な状況とは考えられない。	環境生活部 共同参画社会推進課

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課(とりまとめ課)
		直近改正日		有効性	効率性	適法性			
7	宮城県男女共同参画推進条例	H13.7.5 ----- H15.4.1	・当該条例を根拠に、男女共同参画推進のための基本計画の策定や、男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進している。	・本条例に基づき、平成23年3月に第二次基本計画を策定し、平成28年度を目標年次として目標指標を設定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っている。 ・17項目の目標指標については、概ね順調に進捗していることから、条例制定による男女共同参画施策の推進に効果があったものとする。	・条例において、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を年次報告として議会への報告・公表することが定められている。 ・年次報告は、条例に基づき策定した基本計画に基本目標・施策の方向に基づき、全庁の関係事業を体系的に進行管理しているものであり、効率的に運用している。	・関連する法令等の制定・改正・廃止による本条例の見直しが必要な状況ではない。	改廃の必要なし。	・条例に定めた目標や基本理念は普遍的なものであり、社会情勢の変化による新たな課題等については、基本計画に定めており取組可能であるため、改正の必要はない。	環境生活部 共同参画社会推進課
8	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例	H14.7.17 ----- H15.2.21	・当該条例に基づき、自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会を設置し、基本計画として平成17年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を策定し、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する事業を実施している。	・条例に基づき、住宅用太陽光発電システム導入に対する補助や事業者向けに新エネルギー・省エネルギー設備導入に対する補助を実施するなど、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図っている。 ・東日本大震災に伴う特殊要因の影響はあるものの、自然エネルギー等の導入量は概ね増加傾向にあり、また、県内のエネルギー消費量も、近年、減少傾向にある。(別添資料「基本的な計画の進捗状況について」参照)	・条例の執行に当たっては、3年ごとに基本計画の推進状況についての公表(別添資料)を行うなど、実効性のある運用に努めている。 ・また、平成22年度に基本計画の中間点検に着手したが、東日本大震災など、計画を取り巻く状況が大きく変化していることから、震災後の状況を踏まえた計画の全面的見直し作業を進めている。	・条例施行後、平成20年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令が改正され、新エネルギーの定義が一部変更されているが、条例の規定への影響は無い。	改廃の必要なし。	・本条例は、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に対する県や県民などの責務を明らかにし、施策の基本的な事項・理念を定めたものである。 ・現在、東日本大震災後の状況を踏まえた基本計画の見直し作業を進めており、計画に基づく施策の実施により条例の目的は達成されるものと考えられる。	環境生活部 環境政策課
9	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H15.2.21 ----- —	・当該条例に基づき、これまで「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」をはじめ、13計画について議決を経ている。	・当該条例を根拠として、該当する基本的な計画については議決を経て策定している。	・議決を経る事案に該当するかについて、所管する部局と議会側と調整を図りながら運用している。	・抵触している点はない。	改廃の必要なし。	・本条例を根拠として、県行政に係る基本的な計画について議決を経て策定しており、特に改正・廃止の必要はないと思われる。	震災復興企画部 震災復興政策課
10	みやぎ海とさかなの県民条例	H15.3.20 ----- —	・当該条例の基本理念を実現するため、平成16年6月に「水産業の振興に関する基本計画」を策定し、水産業振興に関する基本的な方針に基づき、積極的に各種施策を展開している。 なお、平成20年3月に計画の見直しをしている。	・基本計画の中で、中・長期的視点で平成25年度を目標年度として目標数値を定め、施策展開を図ってきたが、東日本大震災により、基本計画に基づく施策展開は事実上困難となっており、現在は早期の復旧・復興を目標に施策展開を図っている。 なお、「みやぎ海とさかなの県民条例基本計画」に基づく各種施策を展開し、以下の効果があげられている。 ○海面養殖業生産量:119千トン(H25さう勢値)→123千トン(H22) (※さう勢値は施策を講じずに現状のまま進展した場合の想定値)	「みやぎ海とさかなの県民条例基本計画」は、10年を計画期間としている。 現在は平成20年3月に計画を見直し、県の水産業が目指す方向性、必要な各種施策に取り組んでおり、当該条例の実効性は保たれている。	・当該条例に直接的に関連する法令等はない。	改廃の必要なし。	・前述のとおり、当該条例は効率的に運用しており、また、当該条例に掲げる基本理念は、現在の水産業を取り巻く情勢にも合致していることから、改正・廃止の必要はないと考える。	農林水産部 水産業振興課

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日 直近改正日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課 (とりまとめ課)
				有効性	効率性	適法性			
11	宮城県犯罪被害者支援条例	H15.12.17	<p>・当該条例を根拠に、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会(以下「協議会」という。)を構成する53の機関・団体等が、宮城県犯罪被害者支援推進計画に基づく支援施策を推進しており、推進した支援施策及び次年度支援実施計画(案)は、毎年度開催する協議会総会で審議後、「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」として取りまとめ、宮城県犯罪被害者支援審議会での審議を経て、毎年度、公安委員会から県議会に報告するとともに県民に公表している。</p> <p>・当該条例の制定により、地域社会に犯罪被害者等を支援する気運と連帯共助の意識の醸成、協議会の構成機関・団体等の相互協力及び連携が図られ、また、民間犯罪被害者支援団体に対する財政基盤の構築と支援活動への支援が推進されている。</p>	<p>・当該条例を根拠として、関係機関・団体等の官民一体となった犯罪被害者等に対する総合的な支援体制の整備が図られ、協議会の機関・団体等が、条例施行時の51から53に拡充するなど相互協力と緊密な連携の下に、犯罪被害者等のニーズに沿った支援が推進されている。</p> <p>・また、条例に基づき公安委員会が被害者支援員を登録し、犯罪被害者等の求めに応じた相談や支援に従事するなど円滑な支援活動が推進されている。</p>	<p>・条例により策定された宮城県犯罪被害者支援推進計画に基づき、協議会を構成する機関・団体等が、各々の役割分担において、相互協力及び連携を図りながら犯罪被害者等に対する支援が推進されている。</p> <p>・また、条例により、県や市町村からの負担金が民間犯罪被害者支援団体「公益社団法人みやぎ被害者支援センター」に交付されるなど財政基盤の構築が推進され、民間犯罪被害者支援団体による支援活動の促進に寄与している。</p>	<p>・犯罪被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害の早期軽減と連帯共助の精神にあふれた地域社会等を実現するための基本理念を定めた条例と同様に、関連法の「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定したものであり、法令等の抵触はない。</p>	<p>条例改正等の必要性について、今後、検討する必要がある。</p>	<p>・条例施行後に犯罪被害者等基本法が制定・施行されていることから、後発の他自治体における条例の内容を精査の上、条例改正等の必要性の有無について、今後、検討する必要があると認められるため。</p> <p>○H16.4.1施行 宮城県犯罪被害者支援条例 ○H17.4.1施行 犯罪被害者等基本法</p>	<p>警察本部 警務部 警務課</p>
12	ふるさと宮城の水循環保全条例	H16.6.22	<p>・当該条例第7条に基づき、計画的な用水の活用による水循環への負荷の低減と、豊富な生物が生息できる環境の確保などを総合的、計画的に推進するための「宮城県水循環保全基本計画」を策定しており、条例第12条に基づき5流域ごとの「流域水循環計画」を順次策定することとしている。</p> <p>これまでに「鳴瀬川流域」、「北上川流域」、及び「名取川流域」の計画を策定した。</p> <p>残りの「南三陸海岸流域」、「阿武隈川流域」の計画については、災害復旧が完了する平成27年度を目途に策定することとし、それまでは、計画策定済の3流域における計画を推進し、良好な水環境の保全を図っている。</p> <p>計画策定済の3流域については、NPO等の活動を支援するなどして、水循環の保全の観点から具体的に計画を実行、進行管理している。</p>	<p>・山間部の水道水源地域のうち、その地域の良好な水循環の保全を図る上で特に重要と認められる区域を、当該条例第13条に基づき「水道水源特定保全地域」に指定し、その必要な限度において、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを、当該条例第15条に基づき指導することができる環境を整えた。</p> <p>(※大和町、色麻町、加美町の一部を指定(平成21年度)。栗原市、大崎市、仙台市、川崎町の一部を指定(平成23年度)。)</p>	<p>・NPO、国、県、市町村等を参集する「流域水循環計画推進会議」を開催し、計画の進行管理、意見交換等を行っている。</p> <p>・NPO、国、県、市町村等を対象とした「先進的取組から学ぶ講演会」を実施している。</p> <p>・各流域活動団体の活動状況を取りまとめ県ホームページで公開している。</p>	<p>・条例に関連する法令等の制定、改正が条例の規定に反映されている。</p> <p>(※衆議院を通過していた水循環基本法案と雨水の利用の推進に関する法律案は、参議院で平成25年6月26日審議未了となり廃案となった。)</p>	<p>改廃の必要なし。</p>	<p>・当該条例に密接に関連する水循環基本法等が、将来、制定される可能性があり、その動向を踏まえて改正等を検討する必要があるため、現時点では改正の必要はない。</p>	<p>環境生活部 環境対策課</p>

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課(とりまとめ課)
		直近改正日		有効性	効率性	適法性			
13	宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例	H16.7.7 ----- H20.12.1	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例の趣旨である、県及び公社等外郭団体の役割及び責任の分担を明確にし、公社等外郭団体の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることを目指して、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」を平成22年度に策定している。 当該条例に基づき、指定した公社等外郭団体から改革取組状況及び自己経営評価の提出を求め、とりまとめの上、議会に報告している。 公社等外郭団体のうち、早急な経営改善や組織の在り方を検討する必要がある団体等を改善支援団体に指定し、公社等外郭団体経営評価委員会での意見を聞きながら、重点的に助言・指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例の趣旨を踏まえ、「宮城県公社等外郭団体改革計画」を策定(現在、第Ⅲ期計画)し、計画で指定した公社等外郭団体への指導・助言を行っている。 条例及び計画に基づき、県の公社等外郭団体への関与の適正化と公社等の自立的運営の促進を進め、指定した団体数は23団体減となっている。 H18年度 78団体→H25年度 55団体 	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例の趣旨を踏まえ、「宮城県公社等外郭団体改革計画」を策定し、計画で指定した公社等外郭団体への指導・助言を行っている。 「第Ⅲ期計画」では、経営改善が必要な公社等外郭団体などを改善支援団体として位置付け、県の指導を重点化し、公社等外郭団体経営評価委員会の調査審議対象としている。 	なし。	改廃の必要なし。	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例の趣旨を踏まえた計画を策定し、公社等外郭団体への指導・助言を行うとともに、県の公社等へ外郭団体への関与の適正化と公社等の自立的運営の促進を進めているため。 	総務部 行政経営推進課
14	宮城県文化芸術振興条例	H16.7.7 ----- -	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例を根拠に「宮城県文化芸術振興ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定や「宮城県文化芸術振興審議会」(以下「審議会」という。)を設置し、本県の文化芸術の振興を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該条例を根拠として策定した「ビジョン」について、「審議会」に諮問し、重点的に取り組むべき分野を絞りこんで関係施策を進めており、有効に機能しているといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の執行に当たっては、前述のとおり「ビジョン」に基づき、重点的に取り組む分野を絞り込むなど、効率的に運用している。 震災を踏まえ、芸術文化による被災地支援の視点を「ビジョン」に盛り込む等の見直しを検討するとともに、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」(以下「劇場法」という。)が施行されたことに伴い、「ビジョン」への同法の反映を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「劇場法」が施行されたが、同法が実演芸術に特化した内容であるのに対して、本条例は芸術文化全般を網羅する内容となっており、本条例を改正する必要性は見受けられない。 	改廃の必要なし。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな要素として「劇場法」の施行が挙げられるが、前述のとおり「ビジョン」の見直し等による運用面での対応で十分であり、特に条例の改正・廃止までは不要と考える。 	環境生活部 消費生活・文化課
15	みやぎ教育の日を定める条例	H17.3.25 ----- -	<ul style="list-style-type: none"> みやぎ教育の日推進大会をはじめ、教育月間である11月中に、各関係団体がみやぎ教育の日にふさわしい取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の趣旨を踏まえ、各関係団体がみやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係団体が行っている取組についてとりまとめ、ホームページに掲載するなどして、県民の参加を促している。 	特になし。	改廃の必要なし。	<ul style="list-style-type: none"> 条例の趣旨である「教育に対する県民の意識を高める」ためには、今後とも各団体の自主的な活動と県民参加を促していくことが必要であるが、そのためには、現在の取組を継続・充実していくことが重要であり、特に条例の改正等の必要性はないと考えられるため。 	教育庁総務課

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日 直近改正日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課 (とりまとめ課)
				有効性	効率性	適法性			
16	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例	H18.3.24	・条例の理念を具体化するため「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を策定し、宮城県警察や地域で防犯活動を行っている団体等と連携しながら、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組を推進しているところである。	・条例制定前の平成18年においては、宮城県における刑法犯認知件数は約32,000件であったが、認知件数は年々減少傾向にあり、平成24年における刑法犯認知件数は19,561件まで減少している。 ・条例制定に伴い、行政・県民・事業者など多様な主体が安全・安心まちづくりの実現のために一丸となって取り組む意識が育まれつつある。	・安全・安心まちづくり基本計画の策定に当たっては、広く県民から意見を募集するとともに、知事の附属機関である安全・安心まちづくり委員会に諮問し、その答申を踏まえた上で計画の策定を行っている。 ・社会情勢の変化や犯罪発生状況等を勘案し、平成24年度より新たな計画を策定し、各種取組の推進を図っている。	・関連する法令等の制定・改正・廃止による本条例の見直しが必要な状況ではないものと考ええる。	改廃の必要なし。	・宮城県内における刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、県民の不安感は解消されているとは言えず、すべての県民が、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、今後も取組を推進していく必要がある。	環境生活部 共同参画社会推進課
		H22.3.24							
17	ものづくり産業振興に関する県民条例	H19.3.20	・条例第7条に掲げた6つの基本方針に基づき、ものづくり産業の振興に関する施策の推進を図っている。 ・具体的には、第8条から第13条にもものづくり産業の振興に関する施策の推進方向を定め、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画に掲げた取組と連携して具体的な事業の推進を図っている。	・条例第18条に基づき、毎年、県民に対してものづくり産業の振興に関して講じた施策の実施状況とこれから講じようとする施策について公表しており、ものづくり産業の振興に関する個別事業の実施内容や成果の検証を行っている。また、次年度以降の取組が事業実績や成果を踏まえて展開されているのか確認する意味で有効である。	・条例の執行に当たっては、ものづくり産業の振興に関する施策を総合的に推進するため、施策の基本となる事項を定め、効率的に運用している。 ・今後も各種事業が条例で定める基本理念等に沿って運用されているか具体的に検証していきたい。	・ものづくり基盤技術の振興を推進するための法律である「ものづくり基盤技術振興基本法」第5条における地方自治体の責務に沿った条例となっている。	改廃の必要なし。	・ものづくり産業の振興は、国の最重要施策の一つであるとともに、本県における将来ビジョンの基本方向である「富県宮城の実現」のためには、今後も最重点施策として推進していく必要がある。 ・当該条例は、ものづくり産業の振興に関する施策が条例で定めた基本方針に沿って講じられているのか、さらに、今後の施策の推進に反映されているか検証等を行う重要な条例であり、引き続きその理念に基づいて維持されるべきである。 ・当該条例の見直しについては、国の施策や基本法の改正状況、県の将来ビジョンの見直しなどにより必要に応じて行う必要があるが、現段階では特に見直しする必要はないと考えられる。	経済商工観光部 新産業振興課
		H20.12.1							
18	宮城県飲酒運転根絶に関する条例	H19.10.19	・知事部局は「宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針」、「宮城県飲酒運転根絶に関する総合的な施策」を策定し、また、公安委員会は「宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則(平成19年宮城県公安委員会規則第16号)」を制定。 ・条例及び上記の規則・基本方針等に基づき、県、県警察、市町村及び交通安全関係団体等の相互の連携と役割分担の下、次のような飲酒運転根絶対策を実施。 ○飲酒運転根絶の日(5月22日)を定めて宮城県飲酒運転根絶県民大会を開催〔知事部局〕 ○飲酒運転根絶推進の日(毎月22日)に街頭啓発活動等〔市町村、交通安全関係団体〕 ○飲酒運転根絶重点区域を指定(現在5区域)〔知事部局〕 ○市町村等に飲酒運転違反者・事故情報を提供。飲酒運転根絶推進委員を委嘱し、飲酒運転根絶重点区域に配置して広報啓発・相談対応体制を整備。同区域毎に飲酒運転根絶活動推進委員協議会を組織〔県警察〕	・条例制定後、飲酒運転事故の発生件数及び死者数の統計値は、概ね微減の傾向となっている。 【発生件数】 H19:105件, H20:104件, H21:101件, H22:96件, H23:108件, H24:93件 【死者数】 H19:6人, H20:8人, H21:9人, H22:9人, H23:5人, H24:7人 (※本県の飲酒運転による交通事故発生数は、平成12年の462件をピークに減少し、平成24年は93件でピーク時の約5分の1。警察庁による全国統計値も本県と同じ傾向となっている。)	・条例に基づき、県、県警察、市町村及び交通安全関係団体等が連携して上記「事業の実施状況」欄に記載の施策などを効率的に推進している。	・本条例の施行(H20.1.1)の後、道路交通法が数回改正されたが、法改正に伴って違法性が生じるような条例の条項はない。 ・平成25年の道路交通法改正(H25.6.14公布、H25.12.13までに施行。ただし、施行日を定める政令が未だ制定されていない。)に伴い、条例第17条中の同法引用部分に係る「号ずれ」が生じる。 〔現行〕法第117条の2の2第1号→〔改正後〕法第117条の2の2第3号 (※平成21年の道路交通法改正(H21.6.1施行)には、飲酒運転等の悪質・危険運転者対策(①違反点数の大幅引上げ、②免許欠格期間の延長)が盛り込まれた。)	改正の必要性を含めて検討中。(受診義務、罰則関係)	・飲酒運転の根絶対策は、県の交通安全施策の柱の一つであり、本条例に基づく施策も多いことから、これを廃止する状況はない。 ・福岡県や三重県のような受診義務や罰則を本条例に定めることについては、今後の飲酒運転の情勢や両県の運用状況などを踏まえ、県警察と調整を図りながら、その必要性を含め検討していきたい。 ・ただし、両県とも条例の施行から日が浅く、この調査の作成時点では、受診命令や過料処分の実績はゼロである。よって、実務上、これらの行政処分を適切に運用できるのか、また、その効果の有無などについて、当面は両県からの情報収集を行っていく。 (※条例第17条の「号ずれ」改正については、11月議会に提案の予定。)	震災復興企画部 総合交通対策課
		-							

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日 直近改正日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課 (とりまとめ課)
				有効性	効率性	適法性			
19	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	H21.3.13 ----- H23.10.25	<p>・本条例を根拠に、特定大規模集客施設の新設届出に関して審議会の意見を聴いた上で広域的な見地から意見を述べるとともに、特定大規模集客施設設置者に対して地域貢献活動の計画・実施状況の報告を求め、コンパクトで活力あるまちづくりの推進を図っている。</p> <p>○特定大規模集客施設の新設届出: 1件 ○特定大規模集客施設立地誘導審議会: 開催3回 ○地域貢献活動計画書受理: 142者</p>	<p>・本条例施行後、特定大規模集客施設の立地誘導地域以外への新設届出は1件のみであり、立地誘導地域以外への大型店の立地を抑制する効果が発揮されているものと考える。</p> <p>〈条例施行後の特定大規模集客施設立地状況〉(H25年7月現在) ○立地誘導地域内 3件 ○立地誘導地域外 1件</p>	<p>・条例の執行にあたっては、条例の概要説明及び大規模集客施設に求められる地域貢献活動の啓発を目的としてセミナーを開催するなど、条例の趣旨が徹底されるよう努めている。今後は、優良な地域貢献活動の事例を集めたハンドブックを作成・配布し、更なる趣旨徹底を図りたい。</p>	<p>・まちづくり3法(都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地の活性化に関する法律)における地方公共団体の責務に沿った条例となっている。</p>	改廃の必要なし。	<p>・本条例の制定により、立地誘導地域(商業地域等)以外への特定大規模集客施設の立地が抑制されており、コンパクトなまちづくりに関して本条例が実効性を発揮していると言える。</p> <p>・また、特定大規模集客施設に求められる地域貢献活動についても、重要性の認識が浸透している。</p>	経済商工観光部 商工経営支援課
20	宮城県議会基本条例	H21.6.26 ----- -	<p>・条例制定後、議会基本条例の内容を具体化し、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法上の協議の場として、議会改革推進会議を設置(H21.7.10)した。</p>	<p>・議会基本条例の具体化に係る検討事項19項目について、議会運営委員会で9項目、推進会議で10項目を検討するとともに、条例に基づく議会改革を着実に進め、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査について、平成22年は総合12位、平成23年は総合1位、平成24年は総合5位となった。</p> <p>・議会の広報活動充実のため議長記者会見を実施。議長が直接議会の方向性を説明することで、県議会の活動がより分かりやすく伝わっているものと思われる。(H21.9定例会以降、計16回実施)</p> <p>・傍聴環境整備等のため傍聴者アンケートを実施。アンケート結果については、議会運営に生かしている。(H21.9定例会以降のアンケート回答者数合計: 2,543人(回収率42.4%))</p> <p>・知事等への反問権の付与により、執行機関は議員の質問の意味等を正確に把握することが可能となり、活発な議論につながっている。(知事による反問権行使: 定例会4回、予算特別委員会3回)</p> <p>・議会の監視機能強化のため、議会の意向を可能な限り実現すべく、予算調製方針についての執行部説明の場を設けている。(H21～H24年度は試行、H25年度より本格実施)</p>	<p>・議会基本条例の具体化に係る検討事項19項目について、議会運営委員会で9項目、推進会議で10項目を検討。(別紙のとおり)</p>	特になし。	改廃の必要なし。	<p>・本条例は、議会の基本理念のほか、議会に関する基本的事項を定めており、社会情勢等に左右される性格のものではない。また、本県議会は、本条例に基づいて活発な議会活動を行っており、現時点においては改正等の必要はないと思われる。</p>	議会事務局 政務調査課
21	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	H21.7.6 ----- -	<p>・平成22年3月、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、「景観審議会」を設置。</p> <p>・平成24年3月、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定。</p> <p>・条例及び基本方針に基づき、県民への普及啓発、市町村への支援に取り組んでいる。</p>	<p>・これまで4市町が景観行政団体に移行し、景観行政に主体的に取り組んでいる。</p> <p>【移行した市町】 登米市・松島町・塩竈市・多賀城市</p>	<p>・美しい景観の形成に向けた取組を進めていくためには、県民の理解と積極的な参画が不可欠であるが、現状では、県民に十分理解され、気運が高まってきたとは言えない状況にある。</p> <p>・まずは、長期的に普及啓発を続けていくことにより、美しい景観形成に対する県民の理解を深めていくことが必要。</p>	<p>・他法令に抵触する条文はない。</p>	改廃の必要なし。	<p>・条例の骨格を成しているのは「基本理念」の部分であり、県は、これに基づいて県民に対する普及啓発を長期的に続けていく必要がある。</p> <p>・その他の部分に関しても改正を要する条文はない。</p>	土木部 都市計画課

議員提案条例の見直しに関する調査結果(執行部分)

整理番号	名称	公布日	事業の実施状況	検討の視点			担当課による見直し結果	理由	担当課(とりまとめ課)
		直近改正日		有効性	効率性	適法性			
22	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例	H22.12.24	<p>・当該条例を根拠として、宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するとともに、宮城県歯科保健推進協議会の運営等を通じて、本県の歯科口腔保健事業の推進を図っている。</p>	<p>・「基本計画」において、歯科口腔保健施策を進める基本的な方針として4つの方向性を定め、その方策として個人のライフステージや障がい者に対応した県の取組の方向性と取組内容を示すとともに、当該条例に規定する各分野の推進主体の役割に基づき、期待される取組を示すことにより、歯科口腔保健施策の一体的な推進を図っている。</p> <p>・乳幼児及び学童期のむし歯本数・有病率は全国的な傾向と同様に減少傾向にあるものの、大幅な改善とはなっておらず、全国順位は低い状況にある。</p>	<p>・条例の執行に当たっては、毎年度「基本計画」の進捗状況の確認や歯科口腔保健推進の方向性及び年次計画に基づき実施すべき事業の検討等を行うとともに、その内容を公表し進行管理を図っている。</p> <p>・事業の一部は国庫補助金を活用して取り組んでいるが、内示時期の遅れや交付額の減額等により、円滑な事業の執行に大きな支障が出ている。また、一般財源も厳しい状況にあり、安定的な予算確保が必要である。</p>	<p>・平成23年8月10日付けで歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されたが、法律に掲げる目的や責務(役割)、基本施策について、条例と大きな違いはない。</p>	改廃の必要なし。	<p>・条例制定から2年経過したが、取り巻く環境等に変化はなく、また、平成23年に施行された法律とも大きな相違は見受けられないため。</p>	保健福祉部 保健福祉総務課
23	みやぎ観光創造県民条例	H23.3.9	<p>・条例第11条各号に掲げる13の基本方針を踏まえ、観光振興に関する施策を展開している。</p> <p>・具体的には、平成23年から25年までを計画期間とする「第2期みやぎ観光戦略プラン」定め、条例の基本方針を踏まえながら「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」のための5つの戦略プロジェクトに基づき、各種施策を展開している。</p> <p>・更に平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの観光分野の復旧・復興関連事業を推進してきた。</p>	<p>・第12条(基本計画)に掲げている、観光振興に関する基本計画の策定や、施策の実施状況の公表が義務付けられ、毎年度、事業の実施検証が為されることから、翌年度の取組への反映等の効果が現われていることから有効である。</p>	<p>・観光振興の基本理念を定めた条例となっており、具体の施策展開にあたっては、条例にも掲げられている、基本計画の策定により、効率的に運用している。</p> <p>・また、条例自体においても観光振興施策の方向性が網羅的に掲げられた条例であり、指針ともなっている。</p>	<p>・平成19年1月に施行された「観光立国推進基本法」の第4条に掲げる「地方公共団体の責務に沿った条例となっており、適法である。</p>	改廃の必要なし。	<p>・観光振興施策の重要性は、国の「観光立国推進基本法」での位置付けや、政府の成長戦略における決定など、国の重要施策として位置付けられている。</p> <p>・本県においても、将来ビジョン及び震災復興計画においても重要な柱の一つとして観光の振興が位置付けられている。</p> <p>・当該条例は、本県の観光振興施策の基本方針を定め、施策を実施し、検証等を行う重要な条例であるため、今後もその位置付けは変わらないものである。</p> <p>・当該条例の見直しについては、国の施策や基本法の改正状況、将来ビジョンも見直しなどにより必要に応じて行う必要があるが、現段階では特段見直しする必要はないと考える。</p>	経済商工観光部 観光課